

週休2日取組促進型工事実施要領（農業農村整備事業）

1. 目的

建設業全体で週休2日の取組が進む企業を拡大させるため、農業農村整備事業における週休2日の取組において、週休2日の実施状況に応じて必要となる費用を計上することにより、建設現場における週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間の土曜日と日曜日、または特定した2曜日（以下「休暇日」という。）において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期の始期日から終期日（工期に変更があった場合は、変更後の終期日）のうち、非対象期間を除いた期間をいう。

(3) 非対象期間

以下のⅠ）およびⅡ）の期間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

Ⅰ）次に該当する期間を含む週単位の期間

- ①準備期間（工期の始期日から現場作業の着手日までの期間）
- ②後片付け期間（工期の終期日から15日前もしくは工事完了日のうち早い日の期間）
- ③工場製作のみの期間
- ④工事全体を一時中止している期間
- ⑤夏季休暇（3日間）、年末年始（12月29日から翌年1月3日）

Ⅱ）次の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間

- ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
- ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業
- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業

(4) 着手日

工事のための準備工（現場事務所等の設置、資機材の搬入または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日をいう。

(5) 工事完了日

工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

(6) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(7) 不稼働日

休日、降雨・降雪による影響および作業待ちによる現場稼働できない日

(8) 現場閉所率

現場閉所率 = (休暇日において現場閉所を行った日数) ÷ (対象期間の週数 × 7)

3. 対象工事

滋賀県が発注する全ての農業農村整備工事（土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別表）を適用する工事）とする。ただし、災害復旧工事など工期に制約等がある工事を除く。

建築工事については、別途、土木交通部建築課が定める実施要領によるものとする。

4. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

（1）発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

（2）受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

なお、工事着手後に週休2日に取り組む旨の協議をした場合は、週休2日取組促進型工事の対象とはならない。

5. 積算方法等

（1）週休2日補正係数

週休2日の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、「（3）市場単価方式による週休2日の補正」によるものとする。

	4週8休以上 （現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上）	4週7休以上 4週8休未満 （現場閉所率 25.0%(7日/28日) 以上 28.5%未満）	4週6休以上 4週7休未満 （現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25.0%未満）
	（週休2日達成 100%相当）		
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.06	1.04	1.03

（2）補正方法

労 務 費 = 労務費×週休2日補正係数

機械経費（賃料） = 機械経費（賃料）×週休2日補正係数

共通仮設費（率分） = 対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

現場管理費（率分） = 対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

(3) 市場単価方式による週休2日の補正

市場単価方式による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00

①発注者指定方式

当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たないものは、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額するものとする。その際、現場閉所率が21.4%以上であっても、5.(1)の補正は考慮しないものとする。

②受注者希望方式

当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。週休2日達成100%が見込まれない場合は、週休2日の実施状況を確認し、現場閉所率に応じた補正係数へ変更を行い、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に

基づき請負代金額を減額するものとする。

なお、現場閉所率が21.4%(4週6休)に満たない工事および工事着手前に週休2日に取り組む旨の協議をしなかった工事(受注者が週休2日の取組を希望しない工事を含む)については、請負代金額のうち補正分をすべて減額するものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

週休2日に取り組む工事の対象とし、週休2日の達成状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札公告および特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

7. 現場閉所の確認方法等

(1) 工事着手前

週休2日に取り組むにあたり以下の事項の確認を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は、工期について協議を行い、発注者は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、「工事工程表」および「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により作業内容等を確認し、工期に影響のある事項を発注者と情報共有する。
- ②受注者は、休暇日を明示した工事工程表を作成し、発注者へ提出する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、受発注者間で事前に協議を行う。

(2) 工事着手後

書類作成の負担等に考慮し、閉所予定・実績が記載された工事工程表や工事日報等を、受注者から提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

① 休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は、発注者が工事日報等の提示を求めたときは、速やかにこれに応じること。

② 確認資料の作成

受注者は、平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を工事日報等へ明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況等の写真を撮影すること。

また、発注時の月標準稼働日数算定に用いた地点における降雨量を記録する等、受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成すること。

③ 天候による休工の確認

発注者は、上記①の確認時に上記②の資料により天候による休工が適当であったことを確認する。

また、発注者は、前日から降雨が続く等休工となることが明らかである場合は資料の作成を求めないものとし、資料を作成させる場合についても必要最低限とすること。

なお、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができるものとする。

④ 対象期間における不稼働日が発注時の明示以上あった場合の措置

対象期間における不稼働日が発注時の明示以上あった場合は、受発注者間の協議の

うえ、その差分について工期の延長を行うことができる。ただし、残工期に余裕がある等、工期の延長を行う必要がない場合はこの限りでない。

また、現場条件等により工期の延長が困難なため、対象期間の休日に作業を行った場合は、上記の差分について休日に振替を行うことができるものとする。

(3) 工事完了時

受注者は、対象期間内全ての週の実施状況について、任意様式により実施結果を発注者に報告し、工事日報等を用いて発注者とともに実施結果を確認すること。

8. 週休2日看板の掲示

当該工事が「週休2日取組促進型工事」であることを示す看板(以下、「週休2日看板」という。)を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。

週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。

週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。

9. 工事成績評定

- (1) 現場閉所の実施状況に応じて、工事成績評定により評価(加点)をする。
- (2) 履行遅延や、工程管理が不良と認められた場合、実施結果にかかわらず、工事成績評価(加点)はしない。
- (3) 発注者指定方式において、工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、工事成績評定により減点をする。

10. その他

上記において定めのない事項は、受発注者間の協議により決定するものとする。

11. 付則

この要領は、令和2年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

この一部改正は、令和3年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

土地改良事業等請負工事積算基準

別表 工種区分

工種区分	工種内容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーフォーム等）を含む。}でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としな

	い。)
海岸工事	<p>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
コンクリート補修工事	<p>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。</p>
その他土木工事（１）	<p>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</p>
その他土木工事（２）	<p>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池</p>
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）
施設機械設備等工事	土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事